

リミックスでんき卒 FIT 買取プランに関する重要事項説明書兼買取条件説明書

本書は、株式会社リミックスポイント（以下「当社」といいます。）がお客様から太陽光発電による余剰電力を買い取る契約（「リミックスでんき卒FIT買取プラン」）を提供する際の条件に関する重要な事項を記載し、説明するものです。以下記載の内容に同意のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書に記載のない事項については、当社が別に定める「家庭用太陽光発電からの電力買取に関する約款」、（以下単に「約款」といいます。）及びお客さまの太陽光発電設備と電力系統を連系する送電線を所有する一般送配電事業者（以下「当該送配電事業者」といいます。）の定める託送供給等約款及びその他供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。

約款は、下記URLからもご確認いただけます。

<https://denki.remixpoint.co.jp/pdf/powerbusiness/kaitori/yakkan.pdf>

また、託送約款等は当該送配電事業者のホームページでご確認ください。

1. 電力買取のお申込み方法

本書、当社が定める約款、「個人情報の取扱いについて」及び当該送配電事業者の託送約款等における発電者に関する事項¹を遵守することを承諾のうえ、当社所定の方法にてお申込みいただきます。

2. 買取契約の成立及び契約期間

（1）買取契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立します。

（2）契約期間は、原則として買取契約が成立した日から、1年間といたします。

また、契約期間満了の1ヶ月前までに、契約終了または変更等に係る別段の意思表示が双方にない場合は、契約期間満了後も1年ごとに、ご契約期間満了日で有効な約款ほかと同一条件で更新されるものといたします。

3. 買取開始日

（1）当社は、お客さまの買取契約の申込みを承諾したときには、お客さまとの協議により買取開始日を定め、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電力買取を開始いたします。

（2）買取開始日は、原則として再生可能エネルギー特別措置法第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月以降の検針日といたします。

4. 買取電力量の計測・買取金額の算定

（1）買取電力量は当該送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が当該送配電事業者から入手するものとします。

¹ 適切な電気設備での受電や当該送配電事業者からの給電指令に従うこと、保安・検査その他必要な業務や手続きに対する協力、業務のための発電所への立ち入りに対する承諾などです。

(2) 受電用電力量計に故障が生じた場合等、買取電力量が不明の場合や異常値であると疑われる場合には、買取電力量は、お客さまと当社との協議をふまえ、当社と当該送配電事業者との協議によって決定するものいたします。

(3) 買取金額は算定期間を1ヵ月として、当月の買取電力量に、買取電力量料金単価を乗じて得た金額といたします(1円未満切り捨て)。

5. 買取電力量料金単価

13円(左記、買取電力量料金単価には消費税相当額を含みます。)

当社は、買取電力量料金単価について変更する場合は、その効力発生日を定め、当社のホームページへの掲載その他当社が適当と判断した方法により、お客さまにあらかじめお知らせいたします。

6. 買取料金のお支払いについて

(1) 当社は、3ヶ月毎(4月～6月末、7月～9月末、10月～12月末、1月～3月末)に締めた買取料金を、その期間の翌々月末払いにて、お客さまの指定する金融機関の指定口座に一括して振り込むことにより支払うものとします。振込手数料は、当社の負担とします。

(2) 前項の買取料金が10,000円以下の場合は、次回の振込み日に合算してお支払い致します。

7. 工事等お客さまにご負担いただく場合がある費用

(1) 受電用電力量計について、当該送配電事業者の所有とし、当該送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客様のご都合により、特に多額の費用を要する場合はお客様のご負担となることがあります。

(2) 電力買取の開始または買取契約の変更、解約等にもない当該送配電事業者の供給設備を新設または変更する場合において、当該送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、その工事費等に相当する金額をお客さまにご負担いただきます。

8. 買取契約の解約について

(1) お客さまが買取契約を解約しようとする場合は、あらかじめ解約期日を定めて当社に通知していただきます。ただし、お客さまが当社との買取契約を解除し、新たに他の小売電気事業者へ買取先を変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し当該契約の申込みを行うことで当社への通知は不要とします。

(2) 通知をされないで移転され電力買取をしていないことが明らかな場合には、当社が買取を終了させる処置を行った日に買取契約は消滅するものとします。

(3) 当社は約款の定めに基づき、安全上の問題及び急激な需給の変化等で買取の停止または買取契約の解約を行うことがあります。

9. 発電場所への立ち入りや保安への協力

当社の約款ならびに当該送配電事業者が定める託送約款等に基づき、お客さまには、当該送配電事業者または送配電事業者から委託を受けて保安業務を実施する者が発電場所内へ立ち

入ることを承諾していただきます。また、保安のため、お客さまの負担で必要な措置を講じていただく場合があります。

10. 約款の変更について

当社が約款を変更する場合は、お客さまにあらかじめお知らせするものとし、変更後の約款は当社ホームページにて掲載することで差し替えといたします。

11. お客さまに係る個人情報の利用

(1) 当社はお客さまに係る個人情報を「個人情報保護方針」に定めるところにより取扱います。

(2) 当社の個人情報保護に対する取組みについては、当社ホームページ等において通知するプライバシーポリシーに定めます。

12. その他

当社がお客さまから買い取った買取電力に係る「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」にいう非化石価値等は全て当社へ帰属するものといたします。

【小売電気事業者】

名 称：株式会社リミックスポイント（小売電気事業者登録番号：A0090）

住 所：東京都港区虎ノ門4丁目3番9号 住友新虎ノ門ビル2階

ホ ー ム ペ ー ジ：<https://www.remixpoint.co.jp/>

【問い合わせ窓口】

連絡先：株式会社リミックスポイント

（ 電 話 ） 03-6303-0339

（ E-mail ） info-kaitori@remixpoint.co.jp

（受付時間） 平日 10：00～17：00（土日祝・年末年始等を除く）